

会計規程及び会計・調達業務の細則 に関する規程の変更案の概要について

2024年2月14日

電力広域的運営推進機関

- 電気事業法等の改正に伴う業務追加やガバナンスの強化等に適切に対応するため、会計規程及び会計・調達業務の細則に関する規程の変更を行います。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。
 - ・ 公認会計士又は監査法人による会計監査の導入に伴う変更
 - ・ 電気事業法等の改正に伴う新たな業務の追加に応じた変更
 - ・ その他、条ズレ等の技術的な変更

- 公認会計士又は監査法人による会計監査の導入に伴う変更案は以下のとおり。

(予算の繰越) 第13条

本機関は、毎事業年度、剰余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。

→

本機関は、毎事業年度、利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。

(変更理由) 企業会計基準に従うことから一般的な用語 (利益) に変更する。

(資産の区分) 第29条第3項

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、電源入札拠出金、退職給付引当資産、長期投資その他の資産とする。

→

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産とする。

(変更理由) 会社計算規則第74条第2項等で使用されている一般的な用語 (投資) に変更する。

(純資産の区分) 第35条

純資産は、剰余金又は繰越欠損金とする。

→

純資産は、利益剰余金又は繰越欠損金とする。

(変更理由) 企業会計基準には一般に利益剰余金と資本剰余金があるところ、本機関では資本剰余金は想定しないため利益剰余金に変更する。

(会計基準) 第39条

(新設)

→

本機関の会計については、この規程の定めるところによるものとし、この規程に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

(変更理由) 2024年度決算から公認会計士又は監査法人による会計監査を導入するところ、準拠する会計の基準を規定する。

(公認会計士又は監査法人の監査) 第43条

(新設)

→

本機関は、財務諸表等（事業報告書を除く。）について、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

(変更理由) 公認会計士又は監査法人による会計監査を受けることを規定する。

- 電気事業法等の改正に伴う新たな業務の追加に応じた変更案は以下のとおり。

(勘定区分) 第5条

- (1) 広域系統整備交付金交付業務
- (2) 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務
(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、
系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務をいう。)
- (3) 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務
(解体等積立金管理業務をいう。)



- (1) 広域系統整備交付金交付等業務
- (2) 法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務
(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、
系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務をいう。)
- (3) 法第28条の40第1項第8号の3に掲げる業務
(交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務をいう。)

(変更理由) 電気事業法及び再生可能エネルギー電気特措法の改正により新たに追加する業務に対応し変更する。

(資金の調達及び運用) 第14条第3項

本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の15及び第41条に規定する方法により、解体等積立金及び納付金の運用を行うことができる。



本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の21及び第41条に規定する方法により、交付金相当額積立金及び解体等積立金並びに納付金の運用を行うことができる。

(変更理由) 再生可能エネルギー電気特措法の改正により新たに追加する業務に対応し変更する。

- 公認会計士又は監査法人による会計監査の導入に伴う変更案は以下のとおり。

(勘定科目) 第4条

会計規程第6条に規定する本機関の会計において使用する勘定科目は、別表第1 勘定科目表に記載のとおりとする。

→

勘定科目は、資産、負債及び純資産並びに費用、収益の内容を明瞭に表示するように設定しなければならない。
2 勘定科目の名称は、別に定める勘定科目一覧表によるものとする。

(変更理由) 企業会計基準に準拠することに伴い、会計の明瞭性・適正性の観点から、迅速に新設又は見直しが必要な場合に、機動的に対応できるよう、勘定科目一覧表は細則に含めないこととするよう変更する。

(予算科目) 第7条

本機関における予算科目については、別表第2 予算資金科目表に定めるとおりとする。

→

本機関における予算科目については、別に定める予算科目一覧表によるものとする。

(変更理由) 上記第4条と同様、予算科目一覧表は細則に含めないこととするよう変更する。

(減価償却) 第28条

固定資産のうち、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が1件あたり10万円以上のものは、減価償却資産とし、毎年度減価償却を行うものとする

→

固定資産のうち、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が1件あたり20万円以上のものは、減価償却資産とし、毎年度減価償却を行うものとする

(変更理由) 当機関の実情を踏まえ、会計の適正性と業務効率化を両立させる観点から、固定資産計上を要しない金額的基準を引き上げる。

(重要な会計方針及びその他の事項) 第30条

(新設)



財務諸表等（事業報告書を除く。）には、以下に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

- 一 継続組織の前提に関する注記
- 二 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 三 会計方針の変更に関する注記
- 四 表示方法の変更に関する注記
- 五 会計上の見積りに関する注記
- 六 会計上の見積りの変更に関する注記
- 七 誤謬の訂正に関する注記
- 八 貸借対照表に関する注記
- 九 損益計算書に関する注記
- 十 税効果会計に関する注記
- 十一 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 十二 金融商品に関する注記
- 十三 賃貸等不動産に関する注記
- 十四 関連当事者との取引に関する注記
- 十五 重要な後発事象に関する注記
- 十六 収益認識に関する注記
- 十七 その他の注記

(変更理由) 現在重要な会計方針等の注記を財務諸表に行っているが、これについて規程上での定めがないため規定する。

(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理 (広域系統整備交付金交付業務))

第31条

(新設)



本機関は、電気事業法第99条の8第1項の規定に基づく納付を受け入れた場合には、広域系統整備交付金交付業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

2 本機関は、電気事業法第28条の40第1項第5号の2の規定により、交付金を支出した場合には、広域系統整備交付金交付業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。

(変更理由) 法令の規定等に則り、資金を適切に管理、交付又は貸付等を行うことより、その取扱いを規定する。

(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務)) 第32条

(新設)



本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第31条第1項及び第38条第1項の規定により納付金を受け入れた場合並びに再生可能エネルギー電気特措法第2条の6及び第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金を受け入れた場合には、供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定（以下「供給促進交付金交付業務等勘定」という。）において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

2 本機関は、徴収等業務規程第37条第2項の規定により非化石証書の販売に伴い収入を得た場合には、供給促進交付金交付業務等勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第2項、第15条の2第1項及び第28条第1項の規定により、交付金等を支出した場合には、供給促進交付金交付業務等勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。

4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第40条の規定による業務を実施するために経費等を支出し、その全部又は一部の財源として納付金を充てたときは、供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務（以下「供給促進交付金交付業務等」という。）において、当該充当した金額を預り納付金等から取り崩すとともに、同額を納付金等収益に計上するものとする。

(変更理由) 上記第31条と同様の取り扱いを規定する。

(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理 (交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務)) 第33条

(新設)



本機関は、積立金管理業務規程第11条第2項及び第3項並びに第17条第1項の規定により、解体等積立金を積み立てた場合には、供給促進交付金交付業務等勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すとともに、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定において、同額を預り納付金等に計上するものとする。

2 本機関は、積立金管理業務規程第11条第3項、第17条第2項、第25条第1項及び第26条第1項の規定により、解体等積立金を積み立てた場合には、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

3 本機関は、積立金管理業務規程第22条第1項の規定により、積立金の取戻しに対応した場合には、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定において、当該取戻し額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。

4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の13の規定による業務を実施するために経費等を支出し、その全部又は一部の財源として積立金を充てたときは、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定において、当該充当した金額を預り納付金等から取り崩すとともに、同額を納付金等収益に計上するものとする。

(変更理由) 上記第31条と同様の取り扱いを規定する。

(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(災害等扶助交付金交付業務))

第34条

(新設)



本機関は、定款第56条の3第3項の規定に基づく災害等扶助拠出金の納付を受け入れた場合には、災害等扶助交付金交付業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

2 本機関は、電気事業法第28条の40第2項第1号の規定により、交付金を支出した場合には、災害等扶助交付金交付業務勘定において、当該支出の額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。

(変更理由) 上記第31条と同様の取り扱いを規定する。

(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理 (その他業務)) 第 3 5 条

(新設)



本機関は、定款第 5 5 条の 2 第 1 項の規定により、拠出金を受け入れた場合には、その他業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

2 本機関は、業務規程第 3 2 条の 3 5 の規定により、交付金を支出した場合には、その他業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。

3 本機関は、定款第 5 6 条第 1 項の規定により、電源入札拠出金を受け入れた場合には、その他業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

4 本機関は、業務規程第 4 1 条の規定により、電源入札金等補填金を支出した場合には、その他業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。

5 本機関は、電気事業法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 5 号の規定による業務を実施するために経費等を支出し、その全部又は一部の財源として電源入札金等補填金を充てたときは、その他業務勘定において、当該充当した金額を預り納付金等から取り崩すとともに、同額を納付金等収益に計上するものとする。

(変更理由) 上記第31条と同様の取り扱いを規定する。

(余裕金の運用益に関する会計処理 (供給促進交付金交付業務等)) 第36条

(新設)

→

本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第41条において準用する再生可能エネルギー電気特措法第15条の21の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により、余裕金の運用を行うにあたっては、当該運用により生じた収入額について、預り納付金等に計上するものとする。

(変更理由) 一般的な会計処理では運用益は収益に計上されるが、広域機関では法令等の規定により、当該勘定の用途として定められている業務については当該業務の財源にしており、その取扱いを規定する。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する取扱い) 第37条

(新設)

→

新たな会計方針を過去の期間の全てに遡及適用する処理は行わず、その変更の影響は、当事業年度以降の財務諸表において認識するものとする。

2 流動資産から固定資産への区分変更や、経常損益から特別損益への区分変更等、財務諸表の表示区分を越える変更は、表示方法の変更として取り扱うものとする。流動資産から固定資産への区分変更や、経常損益から特別損益への区分変更等、財務諸表の表示区分を越える変更は、表示方法の変更として取り扱うものとする。

3 過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い組替える処理は行わず、当事業年度以降の財務諸表において、新たな表示方法での開示を行うものとする。過去の財務諸表における誤謬が発見された場合には、過去の財務諸表の遡及修正は行わず、過年度の損益修正額を原則として特別損益の区分に表示するものとする。

(変更理由) 企業会計基準において、過去の誤謬等については修正再表示等を行うこととされている一方で、広域機関では過去の財務諸表の遡及修正は行わず、過年度の損益修正額を原則として臨時損益の区分に表示することとしていることから、取り扱いを規定する。

(消費税等に関する会計処理) 第38条

(新設)

→

消費税等の会計処理は、税込方式によるものとする。

(変更理由) 企業会計基準において、一般的に消費税等の税込方式による会計処理は認められないとされている一方で、広域機関では現行制度において税込経理を採用していることから、取り扱いを規定する。